

居宅介護支援事業所ハーモニー 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の運営規程の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを、次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人はちす福祉会
- (2) 法人所在地 熊本市東区秋津町秋田171-3
- (3) 電話番号 096-360-5054
FAX 096-360-5094
- (4) 代表者名 坂門 秀隆

2. 事業所

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・平成12年2月3日（認可日）
(熊本県指定第4370100564号)
- (2) 事業所の目的 指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に居宅介護支援サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 居宅介護支援事業所 ハーモニー
- (4) 施設の所在地 熊本市東区秋津町秋田171-3
- (5) 電話番号 096-360-5054
- (6) 管理者名 金子 暁
- (7) 開設年月日 平成12年4月1日（介護保険施行日）
- (8) 営業日及び営業時間
営業日は、月曜日～日曜日までの午前8時30分～午後5時30分とし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までの年始年末を特別休暇とする。なお、上記の営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とし、必要に応じて利用者等の相談に対応できます。
- (9) 勤務の体制
管理者 1名
介護支援専門員 利用者の人数44名につき1名とし、
その端数を増すごとに1名を加えて配置する。

3. 提供するサービス内容

- 1. 面談（アセスメント）をして、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成
- 2. 居宅サービス事業者との連絡・調整、担当者会議の開催
- 3. サービスの実施状況の継続的な把握、評価（モニタリング）
- 4. 給付管理
- 5. 被保険者への便宜（介護保険施設の紹介、要介護認定申請等の援助）

4. 費用

(1) 利用料

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、居宅介護支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は、1ヶ月につき下記の料金をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

居宅介護支援費	要介護 1・2	10,860 円
	要介護 3・4・5	14,110 円

(その他の加算)

初期加算	3,000 円
特定事業所加算 I 届必要 印刷時黒か削除へ	5,190 円
特定事業所加算 II	4,210 円
特定事業所加算 III	3,230 円
特定事業所加算 A	1,140 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円
通院時情報連携加算	50 円
入院時情報連携加算(I)	2,500 円
入院時情報連携加算(II)	2,000 円
退院・退所加算 連携 1回※ () はカンファレンス無	6,000 円 (4,500 円)
退院・退所加算 連携 2回※ () はカンファレンス無	7,500 円 (6,000 円)
退院・退所加算 連携 3回	9,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円 2回まで/月
同一敷地内建物等に居住する利用者への提供減算	×95/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100

(2) 交通費

原則頂いておりません。

(3) 利用料のお支払い方法

(1) の介護保険料の滞納により発生する利用料負担が生じた利用者は、請求書発行の月末までに当該事業所に料金を現金にて、お支払い下さいますようお願い致します。

5. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

6. 虐待防止の取り組み

サービス提供時に虐待等又はセルフネグレクトの事案を発見した場合には、ご家族、関係機関への連絡を行い、その経過を記録し、再発防止など必要な措置を講じます。また、利用者およびその家族からの虐待等に係る相談、市町村への虐待の届出について速やかに対応します。

7. 各サービスの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

8. 利用者からの相談・苦情に関すること

当事業所は、相談に訪問した当該利用者及びその家族のプライバシーと秘密保持のため苦情・相談窓口を設けています。

苦情・相談窓口

熊本市東区秋津町秋田 1 7 1 - 3

居宅介護支援事業所ハーモニー

電 話 0 9 6 - 3 6 0 - 5 0 5 4

f a x 0 9 6 - 3 6 0 - 5 0 9 4

担当者 管理者 金子 暁

受付時間 午前 9 時～午後 5 時

その他の苦情・相談窓口

熊本市東区役所福祉課 電話 0 9 6 - 3 6 7 - 9 1 2 7

熊本市介護事業指導課 電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 7 9 3

熊本市介護保険課 電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 3 4 7

熊本県国民健康保険団体連合会 電話 0 9 6 - 3 6 5 - 0 3 2 9

注 意

※ 居宅介護支援事業所が交付するサービス利用票、サービス提供証明書は、利用者の介護に関する重要な書類ですので、契約書等と一緒に大切に保管してください。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

住 所 熊本県熊本市東区秋津町秋田171-3

事業者名 居宅介護支援事業所ハーモニー

代表者名 理事長 坂門 秀隆 印

説明者

職 名 介護支援専門員

氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

代理人（選任した場合）

住 所

氏 名 印